

No.	誤	ページ	正
1	・ヒイラギの垣根 土塁と堀、板塀の後、(略)	11	・土塁と堀、板塀の後、(略)
2	・古くから差別されてきたハンセン病とはこんな病気です 2 (略)しかし飢餓・戦争状態などの状況では大人にも感染することがあります。	13	・2 (略)しかし飢餓・戦争状態などの状況では大人でも感染から発症に至ることがあります。
3	・「日本書紀」 (略) [『新訂増補国史大系 日本書紀後篇』]	17	・(略) [『新訂増補国史大系〈普及版〉 日本書紀 後篇』]
4	・「起請文」罰文 罰文には「起請文」で述べた誓いを守れなかったときに受ける罰が記されている。(略)	17	・「起請文」には、誓いを守れなかったときに現世で受ける罰として、「白癩黒癩」を患うことが記されるケースが多かった。(略)
5	・「起請文」罰文 (訳) もしこの誓いに背いたら、 <u>神の罰</u> が(略)	17	・(訳) もしこの誓いに背いたら、 <u>神仏の罰</u> が(略)
6	・【年表】 1559(永禄2)年 ポルトガル人医師アルメイダ、豊後に府内病院を設置しハンセン病患者などの治療を開始	17	・1557年 ポルトガル人医師アルメイダ、豊後に府内病院を設置しハンセン病患者などの治療を開始
7	・【年表】 1722(享保7)年 江戸・小石川に小石川養生所(施薬院)を設置	17	・1723年 江戸・小石川養生所(施薬院)を設置 ※小石川養生所の設置は享保7年12月4日。西暦では1723年1月10日にあたる。
8	・「一遍上人絵詞」第3巻1段「尾張甚目寺にて大衆に飲食を施す」1299(正安1)年成立	18	・「一遍上人絵詞伝」第3巻第1段「尾張甚目寺にて大衆に飲食を施す」14世紀初頭成立
9	・「河内屋可正旧記」東町常信物語之事 河内國石川郡大ヶ塚村(略)	19	・河内國石川郡大ヶ塚村(略)
10	・府内病院の描かれた絵図『府内古図』 (略)ルイス＝デ＝アルメイダが1559(永禄2)年に豊後(現大分県)に設立。(略) [大分市歴史資料館蔵 1940(昭和15)年写本]	19	・『府内古図』 (略)ルイス＝デ＝アルメイダが1557年に豊後(現大分県)に府内病院を設立。病院はこの絵図に描かれている「デウス堂」(教会)のとなりに建てられた。(略) [大分市歴史資料館蔵] ※この絵図に府内病院は描かれていない。
11	・北山十八間戸 1240(仁治1)年、忍性が奈良・北山に設立。(略)	19	※設立年、設立地、設立者とも確定していない。

No.	誤	ページ	正
12	・【年表】 1854（安政1） <u>アメリカ、イギリス、ロシア、オランダ</u> と和親条約を結ぶ	21	・1854（安政1） <u>アメリカ、イギリス</u> と和親条約を結ぶ ※日露和親条約の調印は、 <u>1855年2月7日</u> （安政元年12月21日）。 ※日蘭和親条約の調印は、 <u>1856年1月30日</u> （安政2年12月23日）。
13	・【年表】 <u>1899（明治32）</u> 東京市養育院内に患者のための回春病室開設	21	・ <u>1901（明治34）</u> 年 東京市養育院内に患者のための回春病室開設
14	・【年表】 1909（明治42）年 全国五ヶ所に <u>連合府県立</u> の癩療養所を設立	21	・1909（明治42）年 全国五ヶ所に <u>連合道府県立</u> の癩療養所を設立
15	・ <u>琵琶崎待労病院 1898（明治31）年10月設立</u>	21	・ <u>待労院 1901（明治34）年10月設立</u>
16	・ <u>身延深敬病院</u> 日蓮宗僧侶、綱脇龍妙により山梨県身延山に建てられた。（略）	21	・日蓮宗僧侶、綱脇龍妙により山梨県身延村に建てられた。（略）
17	・ <u>聖バルナバ医院 1916（大正5）年設立</u> （略）医院を中心に <u>18ホーム</u> 、教会、小学校、保育所を開設し、（略）	21	・ <u>聖バルナバ医院 1917（大正6）年設立</u> （略）医院を中心に <u>ホーム</u> 、教会、小学校、保育所を開設し、（略） ※聖バルナバ・ミッションにおけるホーム（患者らが共同生活を送る建物）は、新設や廃止等が繰り返し行われており、18という数がどのような性格のものなのか（ある時点での数なのか、総数なのか）が不明。
18	・ <u>東京市養育院・光田健輔</u> （略） <u>1899（明治32）</u> 年、ハンセン病患者の隔離病室「回春病室」が設置された。	22	・（略） <u>1901（明治34）</u> 年、ハンセン病患者の隔離病室「回春病室」が設置された。
19	・ <u>北部保養院</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>100名</u>	22	・ <u>北部保養院</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>90名</u>
20	・ <u>全生病院</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>350名</u>	22	・ <u>全生病院</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>300名</u>
21	・ <u>第四区療養所</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>170名</u>	22	・ <u>第四区療養所</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>200名</u>
22	・ <u>九州癩療養所</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>180名</u>	22	・ <u>九州癩療養所</u> 1909（明治42）年設立 定員 <u>150名</u>
23	・ <u>患者の死因</u> （略） [『多磨全生園創立50周年記念誌』1959（昭和34）年より作成]	23	・（略） [国立療養所多磨全生園『創立50周年記念誌』1959（昭和34）年より作成]

No.	誤	ページ	正
24	<p>・ 隔離の強化 (略) 1931 (昭和6) 年には「<u>癩予防法</u>」が成立し、<u>強制隔離による病気の絶滅という考えのもと、在宅患者も療養所へ強制的に入所させました。</u> (略)</p>	24	<p>・ (略) 1931 (昭和6) 年には「<u>癩予防ニ関スル件</u>」が改正され、「<u>癩予防法</u>」との題名が付されるとともに、<u>病気の絶滅という考えのもと、感染のおそれがあるとみなされた患者を強制的に療養所へ隔離できるようになります。</u> (略) ※1931 (昭和6) 年に行われたのは「明治四十年法律第十一号」(癩予防ニ関スル件)の改正。題名の付与と強制隔離規定の追加は、ともにその改正の内容。</p>
25	<p>・ 【年表】 1931 (昭和6) 年 <u>国際連盟保健部会</u>、(略)</p>	25	<p>・ 1931 (昭和6) 年 <u>国際連盟保健機関</u>、(略)</p>
26	<p>・ 【年表】 1931 (昭和6) 年 <u>「癩予防法」</u> 公布。</p>	25	<p>・ 1931 (昭和6) 年 「<u>癩予防ニ関スル件</u>」が改正され、「<u>癩予防法</u>」との題名が付されるとともに、<u>患者を強制的に療養所へ隔離できるようになる。</u> ※1931 (昭和6) 年に行われたのは「明治四十年法律第十一号」(癩予防ニ関スル件)の改正。題名の付与と強制隔離規定の追加は、ともにその改正の内容。この時公布されたのは「癩予防法」ではなく、「明治四十年法律第十一号中改正法律」(昭和六年法律第五十八号)。 ※法律の名称は御署名原本に依拠した。</p>
27	<p>・ 【年表】 1932 (昭和7) 年 <u>第3回国際癩会議開催</u> (略)</p>	25	<p>・ 1923 (大正12) 年 <u>第3回国際癩会議開催</u> (略)</p>
28	<p>・ 「癩予防法」の成立 <u>すべての患者の収容を可能にした「癩予防法」が成立した。</u> (略)</p>	25	<p>・ 強制隔離の開始 <u>「癩予防ニ関スル件」が改正され、すべての患者を強制的に療養所へ隔離できるようになった。</u> (略) ※1931 (昭和6) 年に行われたのは「明治四十年法律第十一号」(癩予防ニ関スル件)の改正。題名の付与と強制隔離規定の追加は、ともにその改正の内容。</p>
29	<p>・ 法律第五十八号「癩予防法」</p>	25	<p>・ 昭和6年法律第58号「明治四十年法律第十一号中改正法律」 ※「(昭和6年)法律第五十八号」は、「癩予防法」ではなく、「明治四十年法律第十一号」(癩予防ニ関スル件)に「癩予防法」との題名を付与することを含む、「明治四十年法律第十一号中改正法律」。「明治四十年法律第十一号」は、1953 (昭和28) 年の「らい予防法」の附則によって廃止されるまで存続する。 ※法律の名称は御署名原本に依拠した。</p>
30	<p>・ 癩予防デーのちらし 1930年代 (略) [『山桜』1935 (昭和10) 年]</p>	26	<p>・ 癩予防デーのポスター 1935 (昭和10) 年 (略) [『山桜』第17巻第6号 1935 (昭和10) 年6月]</p>
31	<p>・ 『絶望より希望へ』 1930年代</p>	26	<p>・ 『絶望より希望へ』 1930 (昭和5) 年～1931 (昭和6) 年頃</p>
32	<p>・ 『癩の話』 (略) [財団法人癩予防協会 1936 (昭和11) 年]</p>	26	<p>・ (略) [財団法人癩予防協会 1931 (昭和6) 年]</p>

No.	誤	ページ	正
33	<p>・断種に向かう一宮島俊夫『癩夫婦』</p> <p>【引用】(略) 黒皮張りの剥げかかった台上に寝かされました。もう駄目だ。胸がどきどき鳴りだし、(略) そこへ二度親しく話したことがある若い医官が入ってきて、「やあ、細君が出来たんだってね、おめでとう」(略) 屈託のない声で言っ<small>て</small>微笑しました。(略)</p>	27	<p>・断種に向かう一宮島俊夫『癩夫婦』 1955(昭和30)年</p> <p>(略) 黒皮張りの剥げかかった台上に寝かされました。もう駄目だ。胸がどきどき鳴り出<small>し</small>、(略) そこへ二度親しく話したことがある若い医官が入<small>つ</small>てきて、「やあ、細君が出来たんだつ<small>て</small>ね、おめでとう」(略) 屈託のない声で言<small>つ</small>て微笑しました。(略)</p>
34	<p>・断種に向かう一宮島俊夫『癩夫婦』</p> <p>【引用】(略) 彼は心中でこちらを軽蔑しているに違<small>い</small>ないと思うと、返そうとした微笑は膠のようにこわば<small>つ</small>て、(略) ジャリジャリ毛をそり落<small>す</small>鋭い音が聞<small>こ</small>え、(略) 私は必至の努力で抑え堪<small>え</small>ていなければならな<small>か</small>つた。(後略)</p>	27	<p>・断種に向かう一宮島俊夫『癩夫婦』 1955(昭和30)年</p> <p>(略) 彼は心中でこちらを軽蔑しているに<small>ち</small>が<small>い</small>ないと思うと、返そうとした微笑は膠のようにこわば<small>つ</small>て、(略) ジャリジャリ毛をそり落<small>す</small>鋭い音が聞<small>こ</small>え、(略) 私は必死の努力で抑え堪<small>え</small>ていなければならな<small>か</small>つた。(後略)</p>
35	<p>・多磨全生園の入所者数と職員数の比率の推移</p> <p>(略)</p> <p>[『全生病院年報』『多磨全生園年報』より作成]</p>	27	<p>・ [全生病院、多磨全生園各年次年報より作成]</p>
36	<p>・「健康は身のため國の為」ポスター</p> <p>内務省社会局 1930年頃</p> <p>[『朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす 23』朝日新聞社刊]</p>	27	<p>・内務省社会局 1930(昭和5)年頃</p> <p>[『朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす 23』朝日新聞社刊]</p>
37	<p>・宮古南静園 与那覇次郎さん談</p> <p>(略) 私はそのとき、畑から呼ばれて(略) 役場の係員が1人立<small>っ</small>て、私が行<small>っ</small>たらば、(略) 兵隊<small>た</small>ちには思<small>う</small>ような(略) 私<small>は</small>呆然とな<small>っ</small>て…。</p>	28	<p>・(略) 私<small>も</small>そのとき、畑から呼ばれて(略) 役場の係員が1人立<small>っ</small>て、私<small>が</small>行<small>っ</small>たら<small>ら</small>もう、(略) 兵隊<small>た</small>ちには思<small>う</small>ような(略) 私<small>は</small>もう呆然とな<small>っ</small>て…。</p>
38	<p>・宮古南静園 野原忠雄さん談</p> <p>(略) やむなくこ<small>っ</small>ちにお<small>っ</small>て餓死した方<small>も</small>多<small>か</small>つたんです。毎日、戸板に死体を担<small>ぎ</small>い<small>れ</small>て埋<small>め</small>て、帰<small>っ</small>てきたらまたまた死<small>ん</small>でいるからまた次<small>に</small>…。(略) お互<small>い</small>助け合<small>っ</small>て、死<small>体</small>の片付<small>け</small>も入園者<small>が</small>。</p>	28	<p>・(略) やむをえなくこ<small>っ</small>ちにお<small>っ</small>て餓死した方<small>も</small>多<small>か</small>つたんです。毎日、戸板に死体を担<small>い</small>で行<small>っ</small>て埋<small>め</small>て、また帰<small>っ</small>てきたらまたまた死<small>ん</small>でいるからまたまた次<small>に</small>…。(略) お互<small>い</small>助け合<small>っ</small>て、死<small>ん</small>だ死<small>体</small>の片付<small>け</small>も入園者<small>が</small>。</p>
39	<p>・【回春病院解散を伝える写真】</p>	29	<p>※年代の記載が欠落。正しくは、1941(昭和16)年2月。</p>
40	<p>・生活擁護患者大会式次第</p> <p>戦後すぐに栗生楽泉園では、生活改善を求め人権闘争はじ<small>ま</small>った。多磨全生園では、その動きと連動して、生活擁護同盟が結成された。</p>	31	<p>※栗生楽泉園の人権闘争は、1947(昭和22)年8月に始まるが、多磨全生園における生活擁護同盟はそれ以前に結成されている。したがって、多磨全生園の生活擁護同盟は、栗生楽泉園の人権闘争に連動して結成されたわけではない。</p>

No.	誤	ページ	正
41	<p>・ <u>特別病室事件の舞台となった「重監房」の跡 1947（昭和22）年</u> 死者22人を出した（略）</p>	31	<p>・ <u>多くの患者を死に至らしめた「重監房」の跡</u> 死者23人を出した（略） ※同じページのなかで同じ出来事を指して、「人権闘争」と「特別病室事件」という二通りの表現を行っている。「人権闘争」のなかで非常に大きな問題として「重監房」の問題が浮上したが、この年に「重監房」を舞台とした事件が起こったわけではない。栗生楽泉園入所者自治会編『風雪の紋』でも、この年の闘争全体を指す言葉としては「人権闘争」、そのなかで浮上した「重監房」の問題を指す言葉としては「「特別病室」問題」を用いている。また、現在は「重監房」に監禁されなくなった人数は23人であることが判明している。</p>
42	<p>・ 【年表】 1947（昭和22）年 特別病室事件</p>	31	<p>・ 1947（昭和22）年 栗生楽泉園で人権闘争が起きる ※同じページのなかで同じ出来事を指して、「人権闘争」と「特別病室事件」という二通りの表現を行っている。「人権闘争」のなかで非常に大きな問題として「重監房」の問題が浮上したが、この年に「重監房」を舞台とした事件が起こったわけではない。栗生楽泉園入所者自治会編『風雪の紋』でも、この年の闘争全体を指す言葉としては「人権闘争」、そのなかで浮上した「重監房」の問題を指す言葉としては「「特別病室」問題」を用いている。また、現在は「重監房」に監禁されなくなった人数は23人であることが判明している。</p>
43	<p>・ <u>らい予防法闘争</u> 患者の意識は、療養生活の改善からさらに「<u>癩予防法</u>」（1931年成立）の改正へと向いた。（略）</p>	32	<p>・ 患者の意識は、療養生活の改善からさらに「<u>癩予防法</u>」の改正へと向いた。（略） ※1931（昭和6）年に行われたことは、「癩予防法」という法律の成立ではなく、「明治四十年法律第十一号」（癩予防ニ関スル件）の改正（「癩予防法」という題名の付与はその改正内容の一つ）。「明治四十年法律第十一号」は、1953（昭和28）年の「らい予防法」の附則によって廃止されるまで存続する。</p>
44	<p>・ <u>らい予防法闘争</u> （略）療養所の別を越えて、<u>全国癩療養所患者協議会</u>（略称：全患協）を結成し、（略）</p>	32	<p>・ （略）療養所の別を越えて、<u>全国国立癩療養所患者協議会</u>（略称：全癩患協、後の全患協）を結成し、（略）</p>
45	<p>・ <u>第1回支部長会議 1953（昭和28）年</u></p>	32	<p>・ <u>第1回支部長会議 1952（昭和27）年</u></p>
46	<p>・ 「<u>らい予防法</u>」9項目の<u>付帯決議 1953（昭和28）</u> （略）参議院厚生委員会が付帯決議に盛り込んだ。（略）</p>	32	<p>・ 「<u>らい予防法</u>」9項目の<u>附帯決議 1953（昭和28）年</u> （略）参議院厚生委員会が附帯決議に盛り込んだ。（略）</p>
47	<p>・ 【「らい予防法」に関する附帯決議の転載】 一、患者の家族の生活保護については生活保護法とは（略）</p>	32	<p>・ 一、患者の家族の生活保護については、<u>生活保護法</u>とは（略）</p>
48	<p>・ 【「らい予防法」に関する附帯決議の転載】 七、退所者に対する<u>更正福祉制度</u>を確立し、<u>更正資金支給</u>（略）</p>	32	<p>・ 七、退所者に対する<u>更生福祉制度</u>を確立し、<u>更生資金支給</u>（略）</p>
49	<p>・ 【「らい予防法」に関する附帯決議の転載】 以上の事項につき、近き<u>将来</u>本法の改正を（略）</p>	32	<p>・ 以上の事項につき、近き<u>将来</u>、本法の改正を（略）</p>

No.	誤	ページ	正
50	・療養のための施設をめざして (略) 本来当たり前であるはずの療養生活の改善を求めた。	32	・(略) 本来当たり前であるはずの療養生活の実現を求めた。
51	・社会復帰者の見送り 1955(昭和30)頃	32	・社会復帰者の見送り 1954(昭和29)年
52	・導入された人工透析 1979(昭和54)年	33	・導入された人工透析 1978(昭和53)年
53	・【年表】 1945年 (略) 沖縄愛楽園では3月から (略)	34	・1945年 (略) 国頭愛楽園では3月から (略)
54	・【年表】 1952年4月 (略) 軍政府指令廃止。	34	・1954年1月 (略) 軍政府指令廃止。
55	・【年表】 1954年7月 レオナルド・ウッド記念財団のダウル 在宅治療制度を勧告(「ダウル勧告」)。(略)	34	・1954年10月 レオナルド・ウッド記念財団のダウル 在宅治療制度を勧告(「ダウル勧告」)。(略)
56	・【年表】 1956年12月 民政府のマーシャル 第7回国際らい会議(東京)を受け在宅治療制度導入を提唱(「マーシャル旋風」)。	34	・1958年12月 民政府のマーシャル 第7回国際らい会議(東京)を受け在宅治療制度導入を提唱し、大きな反響を呼んだ(「マーシャル旋風」)。
57	・【年表】 1960年4月 愛楽園生徒に対する読谷高校入学拒否事件。	34	・1960年 愛楽園を退園した生徒に対する読谷高校入学拒否事件。 ※入学拒否は、遅くとも1960年2月には問題化している。 ※入学を拒否されたのは「愛楽園生徒」ではなく、すでに愛楽園を退園していた生徒。
58	・【年表】 1961年1月 日本政府による医療援助の派遣医師が学童検診と外来治療制度導入を勧告(「難波・滝沢報告」)。	34	・1961年2月 日本政府による医療援助の派遣医師が学童検診と外来治療制度導入を勧告(「難波・滝沢報告」)。
59	・【年表】 1962年5月 沖縄らい予防協会が那覇診療所を設置し、(略)	34	・1962年6月 沖縄らい予防協会が那覇診療所を設置し、(略)
60	・【年表】 1962年12月 琉球政府、ハンセン氏病患者家族に対する生活保護法を適用。	34	※どのような事実を指しているのか不明。「ハンセン氏病予防法」(1962年8月公布)における「親族の援護」のことか。なお、琉球政府が制定したのは「生活保護法」(1953年公布)。
61	・【年表】 1964年3月 南酔園の社会復帰希望者による西表島の農業センター計画が地元の反対で断念。	34	※1964(昭和39)年3月は、社会復帰希望者が農業センターの開設を目的とした行動を開始した時期。その後、住民の反対によって断念に追い込まれたが、少なくとも10月ごろまでは調整が続けられており、3月に計画が断念されたわけではない。

No.	誤	ページ	正
62	<p>・【年表】</p> <p>1966年3月 屋我地村定例村議会が、愛楽園入園者の村議会議員選挙権剥奪を可決。</p>	34	<p>・1966年3月 屋我地村定例村議会が、愛楽園入園者の村議会議員選挙投票権は不適当と決議。</p> <p>※村議会に選挙権を剥奪する権限はない。村議会が行ったのは、愛楽園入所者はそれぞれの出身市町村で選挙権を行使すべき旨を決議したこと。そのことによって、同村における入所者の投票を阻止しようと試みた。</p>
63	<p>・【年表】</p> <p>1970年1月 宮古診療所設立。(略)</p>	34	<p>・1970年2月 宮古診療所設立。(略)</p>
64	<p>・スコアブランド</p> <p>(略) プロミン治療を積極的に勧め、それに必要なカロリー摂取量を満たすため食料の配給も増やした。</p>	34	<p>・(略) プロミン治療を積極的に勧めるとともに、食料の配給も増やした。</p> <p>※プロミンによる治療と摂取カロリーは無関係。</p>
65	<p>・宮古スキンクリニック 1970(昭和45)～86(昭和61)年</p>	35	<p>・宮古スキンクリニック 1970(昭和45)～87(昭和62)年</p>
66	<p>・らい予防法廃止</p> <p>癩予防ニ関スル件 1907年 癩予防法 1931年</p> <p>らい予防法 1953年</p> <p>らい予防法の廃止に関する法律 1996年</p> <p>国のハンセン病対策を定めた法律は、「癩予防ニ関スル件」「癩予防法」「らい予防法」と形を変えて90年間続いた。(略)</p>	37	<p>・国のハンセン病対策を定めた法律は、形を変えて90年間続いた。(略)</p> <p>※1931(昭和6)年に行われたのは「明治四十年法律第十一号」(癩予防ニ関スル件)の改正(「癩予防法」という題名の付与はその改正内容の一つ)。「明治四十年法律第十一号」は、1953(昭和28)年の「らい予防法」の附則によって廃止されるまで存続する。</p>
67	<p>・「らい予防法」改正に関する要請書</p> <p>(略) そのまま霞ヶ関の厚生省に出向いて提出した。</p>	37	<p>・(略) 翌日、霞ヶ関の厚生省に出向いて提出した。</p>
68	<p>・第44回臨時支部長会議で「大谷見解」を述べる大谷藤郎</p> <p>1994年らい予防事業対策調査検討委員会の委員長大谷藤郎は、(略)</p>	37	<p>・1994年ハンセン病予防事業対策調査検討委員会の座長大谷藤郎は、(略)</p>
69	<p>・【年表】</p> <p>2001(平成13)年 国は控訴を断念し、「ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決に向けての内閣総理大臣談話」を発表。</p>	37	<p>・2001(平成13)年 国は控訴を断念し、「ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決に向けての内閣総理大臣談話」を発表。</p>
70	<p>・【年表】</p> <p>2003(平成15)年 旧植民地の韓国と台湾の回復者が補償を求め東京地裁に提訴</p>	37	<p>・2004(平成16)年 旧植民地の韓国と台湾の回復者が補償を求め東京地裁に提訴</p>
71	<p>・「らい予防法の廃止に関する法律」</p> <p>国のハンセン病対策を定めた法律は、「癩予防ニ関スル件」(1907年)、「癩予防法」(1931年)、「らい予防法」(1953年)と形を変えて90年間続いた。(略)</p>	37	<p>・国のハンセン病対策を定めた法律は、形を変えて90年間続いた。(略)</p> <p>※1931(昭和6)年に行われたのは「明治四十年法律第十一号」(癩予防ニ関スル件)の改正(「癩予防法」という題名の付与はその改正内容の一つ)。「明治四十年法律第十一号」は、1953(昭和28)年の「らい予防法」の附則によって廃止されるまで存続する。</p>

No.	誤	ページ	正
72	・ <u>入所者数と平均年齢</u>	39	・ <u>入所者数の推移</u> ※ここに掲載しているグラフには、平均年齢のデータを記載していない。
73	・ <u>ジェルマン・テストウイド</u> (略) 1886 (明治19) 年 <u>鮎沢村</u> (現御殿場市) の借家に (略) 1888 (明治21) 年日本最初の癩療養所である神山復生病院を設立した。(略)	40	・ (略) 1886 (明治19) 年 <u>新橋村</u> (現御殿場市) の借家に (略) 1889 (明治22) 年日本最初の癩療養所である神山復生病院を設立した。(略)
74	・ <u>ジェルマン・テストウイド</u> (略) 「患者が現世の苦しみによって永遠の生命を得ることができたら、苦しみがまた幸せとなるでしょう。そのために病院を建て、教えたいと思います。」と述べた。(略)	40	・ (略) 「 <u>悲惨な境遇にあっても信仰によって幸福を得られることを、私は患者たちに教えています</u> 」と記している。 ※元の資料を正確に現代語に訳せていない。
75	・ <u>ケート・M・ヤングマン</u> (略) 目的はあくまでも救貧と伝道であって医療ではなく、(略)	40	・ (略) 目的はあくまでも救養と伝道であって医療ではなく、(略)
76	・ <u>ジャン・マリー・コール</u> (略) 1889 (明治22) 年来日した。(略)	40	・ (略) 1876 (明治9) 年来日した。(略)
77	・ <u>ジャン・マリー・コール</u> (略) 1901 (明治34) 年 <u>島崎町琵琶崎</u> に待労院を新設した。(略)	40	・ (略) 1901 (明治34) 年 <u>島崎村琵琶崎</u> に待労院を新設した。(略)
78	・ <u>ハンナ・リデル</u> (略) 伝道を志して来日し、1890 (明治23) 年熊本に到着した。(略)	40	・ (略) 伝道を志して来日し、1891 (明治24) 年熊本に到着した。(略)
79	・ <u>綱脇龍妙</u> (略) 「 <u>一厘講</u> 」と称する勸進で <u>全国を回って</u> 、(略)	41	・ (略) 「 <u>十万一厘講</u> 」と称する勸進で <u>資金を集め</u> 、(略)
80	・ <u>コンウォール・リー</u> (略) その後リデルが作った光塩会からの招きを受けて、(略)	41	・ (略) その後光塩会 (ハンナ・リデルが草津に派遣した米原警児の指導を受けた患者らが作ったキリスト教の組織) からの招きを受けて、(略)
81	・ <u>コンウォール・リー</u> (略) また看護婦の三上千代と医師の服部けさを招いて聖バルナバ病院も開設し、 <u>18ホーム、1教会、1小学校、1保育所</u> からなる <u>聖バルナバホーム</u> を形成していった。(略)	41	(略) また看護婦の三上千代と医師の服部けさを招いて <u>聖バルナバ病院、ホーム、教会、小学校、保育所</u> などを設置していった。 <u>リーの活動全般の総称を「聖バルナバ・ミッション」という。</u> ※草津でコンウォール・リーが行った活動の総体の呼称は、 <u>聖バルナバ・ミッション</u> 。「ホーム」とは、 <u>聖バルナバ・ミッション</u> の活動の一環として設立された、患者らが生活する建物のことを指す。 ※ <u>聖バルナバ・ミッション</u> におけるホーム (患者らが共同生活を送る建物) は、 <u>新設や廃止等が繰り返し行われており、18</u> という数がどのような性格のものなのか (ある時点での数なのか、総数なのか) が不明。

No.	誤	ページ	正
82	・服部けさ (略) 東京女医学校入学後、 <u>駒込キリスト教会</u> に通い受洗した。 (略)	41	・(略) 東京女医学校入学後、 <u>駒込基督会</u> に通い受洗した。 (略)
83	・三上千代 (略) さらに <u>1941 (昭和16) 年</u> には宮城県に患者家族の児童保育所、第二鈴蘭園を開設したが、(略) <u>1958 (昭和33) 年</u> には <u>ナイチンゲール賞</u> を受賞した。	41	・(略) さらに <u>1931 (昭和6) 年</u> には宮城県に患者家族の児童保育所、第二鈴蘭園を開設したが、(略) <u>1957 (昭和32) 年</u> には <u>ナイチンゲール記章</u> を受賞した。
84	・井深八重 (略) 1918 (大正7) 年同志社女学校卒業後、 <u>長崎県高等女学校</u> に英語教師として勤務する。(略) 1961 (昭和36) 年 <u>ナイチンゲール賞</u> を受賞。	42	・(略) 1918 (大正7) 年同志社女学校専門学部 (英文科) 卒業後、 <u>長崎高等女学校</u> に英語教師として勤務する。(略) 1961 (昭和36) 年 <u>ナイチンゲール記章</u> を受賞。
85	・青木恵哉 (略) 同年末、私費で購入していた <u>屋我地村</u> 済井出の大堂原に移り、(略)	42	・(略) 同年末、私費で購入していた <u>羽地村</u> 済井出の大堂原に移り、(略)
86	・光田健輔 (略) 私立済生学舎、 <u>東京帝国大学病理撰科</u> を経て、 <u>1899 (明治32) 年</u> 東京市養育院に医師として勤務。(略) <u>1908 (明治41) 年</u> 全生病院医長に着任。(略)	42	・(略) 私立済生学舎、 <u>東京帝国大学医科大学病理学教室 (選科生)</u> を経て、 <u>1898 (明治31) 年</u> 東京市養育院に医師として勤務。(略) <u>1909 (明治42) 年</u> 全生病院医長に着任。(略)
87	・村田正太 (略) <u>東京法学院法科</u> 入学後、 <u>東京外国語学校ドイツ語科</u> へ転校、さらに癩に関心を持ち <u>東京帝国大学医学部</u> へと進み医師となった。(略)	42	・(略) <u>東京法学院法律学科</u> および <u>東京外国語学校ドイツ語科</u> を卒業、さらに癩に関心を持ち <u>東京帝国大学医科大学</u> へと進み医師となった。(略)
88	・小笠原登 愛知県基目寺町の、(略)	42	・愛知県基目寺町の、(略)
89	・小笠原登 (略) <u>1926 (大正15) 年</u> 医師として皮膚科第5診察室で癩の診療を担当し、 <u>1938 (昭和13) 年</u> 新設された皮膚科特別研究室に着任した。(略)	42	・(略) <u>1923 (大正12) 年</u> に京都大学に設立された「癩特別研究室」(<u>1938年「皮膚科特別研究室」と改称</u>)の主任として診療を担当した。(略)
90	・琵琶崎待労病院のシスターに与えられた十字架	43	・待労院のシスターに与えられた十字架
91	・三上千代の遺品 左より、 <u>黄色褒章</u> (略)	43	・左より、 <u>黄綬褒章</u> (略)
92	・コンウォール・リー愛用のオーバー <u>1937 (昭和12) 年</u> 、草津湯之沢で療養中の患者が真冬の寒さに震えていたのを見かね、リーが自分のオーバーを脱いで与えたもの。	43	※リーは、 <u>1936 (昭和11) 年</u> に草津を離れている。

No.	誤	ページ	正
93	・大熊港で船を降りる患者 星塚敬愛園 年代不明	48	・大熊港で船を降りる患者 星塚敬愛園 昭和10年代
94	・【「本妙寺癩部落一齋掃蕩ノ件報告」一部転載】 本妙寺癩部落一齋掃蕩ノ件報告 (抜粋) …七月九日午前五時ヲ期シ、(略) 本妙寺癩部落ヲ一齋ニ強襲シテ寝込ヲ襲ヒ (略)	49	・本妙寺癩部落一齋掃蕩ノ件報告 (抜粋) …七月九日午前五時ヲ期シ (略) 本妙寺癩部落ヲ一齋ニ強襲シテ寝込ヲ襲ヒ (略)
95	・入所 府県からの送致の場合、療養所の人力車が駅から患者を乗せてくる。収容門から先は患者だけが住む小社会だった。門の傍らには守衛の詰所があった。	51	・府県から全生病院への送致の場合、療養所の人力車が駅から患者を乗せてくる。収容門から先は患者だけが住む小社会だった。門の傍らには守衛の詰所があった。 ※全ての療養所に共通する出来事のような説明を行っているが、左欄の説明は全ての療養所に当てはまるものではない。
96	・入所直後 癩の「宣告」後、絶望のあまり自殺も考えたが、結局入所してきた患者は、最初に入る収容病棟で、(略)	51	・癩の「宣告」後、絶望のあまり自殺を考える患者もいた。入所してきた患者は、最初に入る収容病棟で、(略)
97	・【北條民雄「いのちの初夜」引用】 総てが普通の病院と様子が異なっていた。受付で尾田が案内を請うと、四十くらい(略)と言って、尾田の貌を上から下から眺め廻すのであった。(略) 無造作にそう言って(略) 警察でされるような厳密な身元調査を始めるのだった。(略) 全然一般社会と切離されているこの病院の内部に、どんな意外なものが待ち設けているのかと不安でならなかった。 北条民雄「いのちの初夜」『定本北条民雄全集 上巻』	51	・総てが普通の病院と様子が異つてゐた。受付で尾田が案内を請ふと、四十くらい(略)と言って、尾田の貌を上から下から眺め廻すのであった。(略) 無造作にさう言つて(略) 警察でされるやうな厳密な身元調査を始めるのだった。(略) 全然一般社会と切離されてゐるこの病院の内部に、どんな意外なものが待ち設けてゐるのかと不安でならなかった。 北条民雄「いのちの初夜」『定本北条民雄全集 上巻』
98	・【『望郷の丘』引用】 (略) (多磨盲人会編『望郷の丘』)	51	・(略) (多磨盲人会記念誌編集委員会『望郷の丘』)
99	・全生病院の地図 全生病院(現 多磨全生園) 1930(昭和5)年	52	・全生病院の地図 全生病院(現 多磨全生園) 1931(昭和6)年
100	・参考:九州療養所「患者心得」 北条民雄「癩院記録」	55	・参考:九州療養所「患者心得」 北条民雄「癩院記録」
101	・大竹章『無菌地帯』 そのころ、第三期症状にあった者たちは、全身に絆創膏を貼り、(略) 頭も包帯でぐるぐる巻きにしていた。寒い時、その包帯や絆創膏をとると、(略)	57	・大竹章『無菌地帯』 ・そのころ、第三期症状にあった者たちは全身に絆創膏を貼り、(略) 頭も繻帯でぐるぐる巻きにしていた。寒い時、その繻帯や絆創膏をとると、(略)
102	・大竹章『無菌地帯』 (略) 己が罪人であるかのごとく、(略) 風化した野仏のように縁側の日溜まりで居眠りでもしていれば、(略)	57	・(略) 己れが罪人であるかのごとく、(略) 風化した野仏のように縁側の日溜まりで居眠りでもしていれば、(略)
103	・大竹章『無菌地帯』 (略) いつまでも意識や欲求のこびりついていることは途方もない矛盾に感じられた。(略)	57	・(略) いつまでも意識や欲求のこびりついていることは、途方もない矛盾に感じられた。(略)

No.	誤	ページ	正
104	・大竹章『無菌地帯』 (略) 髪の毛がごっそりと抜け、鼻梁も <u>陥没</u> (略)	57	・(略) 髪の毛がごっそりと抜け、鼻梁も <u>没陥</u> 「ママ」(略)
105	・障害を重くするサイクル <u>症状悪化のほとんどは、ハンセン病自体の進行によるもの</u> はまれで、(略)	57	※ハンセン病自体の進行による病状の悪化は、まれではない。
106	・障害を重くするサイクル(図) <u>不自由者棟</u>	57	・ <u>不自由舎</u>
107	・障害を重くするサイクル(図) 「患者作業」→「ケガ 体力の消耗」→「治療」→「悪化」	57	・「患者作業」→「ケガ 体力の消耗」→「悪化」 ※受傷したり体力を消耗したりしても、治療や静養を行わないから悪化するのであり、この位置に「治療」があることで正しい理解を妨げる。
108	・けがの治療 全生病院(現 多磨全生園) <u>1919(大正8)年</u>	58	・けがの治療 全生病院(現 多磨全生園) <u>1930(昭和5)年</u> か
109	・病棟への入院 <u>大島療養所(現 大島青松園) 1911(明治44)年</u>	58	・病棟への入院 <u>九州療養所(現 菊池恵楓園) 1911(明治44)年</u>
110	・外科手術 <u>全生病院(現 多磨全生園)</u>	58	・外科手術 <u>九州療養所(現 菊池恵楓園)</u>
111	・病棟看護 <u>九州療養所(現 菊池恵楓園) 1919(大正8)年</u>	61	・病棟看護 <u>全生病院(現 多磨全生園) 1919(大正8)年</u>
112	・邑久光明園作業賃一覧(昭和13年) 邑久光明園入所者自治会『風と海の中』	61	・邑久光明園入園者自治会『風と海の中』
113	・邑久光明園作業賃一覧(昭和13年) 朝日新聞社『物価史年表』	61	・週刊朝日『値段史年表』
114	・火葬 栗生楽泉園 昭和40年代	63	・火葬 多磨全生園 1960年代前半
115	・豚の飼育 九州療養所(現 菊池恵楓園) <u>1935(昭和10)年頃</u>	63	・豚の飼育 九州療養所(現 菊池恵楓園) <u>1930(昭和5)年頃</u>
116	・『 <u>入園のすすめ</u> 』パンフレット	65	・ <u>入園をすすめるパンフレット</u> ※『入園のすすめ』はパンフレットのタイトルではない。
117	・礼拝堂内の様子 長島愛生園 <u>1940(昭和15)年頃</u>	65	・礼拝堂内の様子 長島愛生園 <u>1930(昭和5)年～1931(昭和6)年頃</u>
118	・【『望郷の丘』引用] 「(略) 大きくなった <u>踊りの輪</u> の中に飛び込んで、(略) <u>踊りが</u> 終って寮に戻った時は、(略)」	66	・「(略) 大きくなった <u>踊り</u> の輪の中に飛びこんで、(略) <u>踊りが</u> 終わって寮に戻った時は、(略)」

No.	誤	ページ	正
119	・外島保養院野球チーム遠征 大島療養所（現 大島青松園） <u>1932（昭和7）年頃</u>	67	・外島保養院野球チーム遠征 大島療養所（現 大島青松園） <u>1932（昭和7）年</u>
120	・相撲軍配 相撲は祭礼の前日に行う奉納相撲として始められた。（略）	67	・相撲は余興や奉納相撲として行われていた。（略）
121	・相撲大会 菊池恵楓園 <u>1952年（昭和27）</u>	67	・相撲大会 菊池恵楓園 <u>1952（昭和27）年</u>
122	・懲戒検束 （略）通称「重監房」の環境は劣悪で <u>22人</u> もの死者を出した。	68	・（略）通称「重監房」の環境は劣悪で <u>23人</u> もの死者を出した。 ※現在は「重監房」に監禁され亡くなった人数は23人であることが判明している。
123	・「 <u>国立療養所患者懲戒検束規定</u> 」	68	・「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」 ※長島愛生園『癩予防法令及重要例規』（1934年）に依拠。以下同じ。
124	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規定</u> （昭和六年一月三十日認可）	68	・ <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> （昭和六年一月三十日内務大臣認可）
125	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第一条 <u>国立癩療養所</u> ノ入所患者ニ対スル（略）	68	・第一条 <u>国立癩療養所長</u> ノ入所患者ニ対スル（略）
126	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第二条（略） 二 家屋其ノ他建物又ハ備品ヲ毀損シ（略） 三 貸与ノ衣類其ノ他ノ物品ヲ毀損若ハ（略）	68	・第二条（略） 二 家屋其ノ他ノ建物又ハ備品ヲ毀損シ（略） 三 貸与ノ衣類其ノ他ノ物品ヲ毀損投棄若ハ（略）
127	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第三条 入所患者左ノ各号ノ <u>一</u> ヲ為シタルトキハ（略）	68	・第三条 入所患者左ノ各号ノ <u>一ニ</u> 該当スル行為ヲ為シタルトキハ（略）
128	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第四条（略） 三 共ノ他所内ノ安寧秩序ヲ（略）	68	・第四条（略） 三 其ノ他所内ノ安寧秩序ヲ（略）
129	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第九条（略） 前項ノ場合ニ於テ宣告ヨリ一年ヲ（略）	68	・第九条（略） 前項ノ場合ニ於テ宣告ノ時ヨリ一年ヲ（略）
130	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第十条（略）改悛ノ情著シキトキハ共ノ（略）	68	・第十条（略）改悛ノ状著シキトキハ其ノ（略）
131	・【「 <u>国立癩療養所患者懲戒検束規程</u> 」転載】 第十一条（略） 一 大祭祝日、一月一日、一月二日、十二月三十一日又療養所ノ祝祭日（略） 三 懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者（略） 前項第二号ノ場合ニ於テハ其ノ <u>停止期間</u> ハ（略）	68	・第十一条（略） 一 大祭祝日、一月一日、一月二日、十二月三十一日及療養所ノ祝祭日（略） 三 懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者ノ（略） 前項第二号ノ場合ニ於テハ其ノ <u>停止ノ期間</u> ハ（略）

No.	誤	ページ	正
132	・監禁室に収容された理由 「逃走してゆく理由はね、(略)」	68	・「逃走してゆく理由はね、(略)」
133	・特別病室の概要 (略) [参考：高田孝『日本のアウシュビッツ』]	69	・[参考：高田孝『日本のアウシュビッツ』]
134	・監禁室と「重監房」のその後 1953(昭和28)年、「癩予防法」から「らい予防法」に改正され、(略)	69	・1953(昭和28)年、「らい予防法」が新たに制定され(「癩予防法」は廃止)、(略)
135	・監禁室と「重監房」のその後 (略)その後国は医務局通達で所内の監禁室を国家地方警察の留置所として移管させた。(略)	69	・(略)その後国は所内の監禁室を国家地方警察の留置所として移管させた。(略) ※正しくは、医務局長通達。 ※医務局長通達は移管手続きを完了させるよう指示しているものであり、この通達によって移管が決定されているわけではない。
136	・菊池医療刑務支所 (略)1987(昭和62)年以降、新たに収容された者はなく1997(平成9)年12月に廃止された	69	・(略)1987(昭和62)年以降、収容されている者は一人も存在せず1997(平成9)年12月に廃止された。
137	・男女の寮舎を仕切る板塀 『全生病院年報』1913(大正2)年	71	・男女の寮舎を仕切る板塀 第一区府県立全生病院『自明治四十四年一月 至明治四十四年十二月 統計年報』1913(大正2)年
138	・多磨全生園 平沢保治さん談 昔は8人の女子のところに結婚している人だけ通い婚で夜いなくなっちゃうんですよ。だから、私たちは8人つっても(男子寮の)山吹舎の3号は3人か4人結婚している人がいたから、夜は助かったんですよ。(略)	71	・昔はその、結婚している人だけ通い婚で夜だけいなくなっちゃうんですよ。だから、私たちはね8人つってもね(男子寮の)山吹舎の3号は3人か4人ね結婚している人がいたからね、夜は助かったんですよ。(略)
139	・断種と中絶 (略)男性には結婚の条件として輸精管結紮手術(断種)が半ば強制された。(略)	72	・(略)男性には結婚の条件として断種手術が半ば強制された。(略)
140	・戦後の療養所の学校 (略)園外から教諭が訪れたり、(略)	76	・(略)園外から教諭が派遣されたり、(略)
141	・戦後の療養所の学校 (略)戦後教育が浸透し、病気が治るようになった後も、将来の夢を描けるほどの環境の変化はなかった。	76	・(略)病気が治り退園する子どもも現れた。

No.	誤	ページ	正
142	・『なかよし』 多磨全生園内の小学校（分教室）の生徒たちの作文集。（略）	76	・多磨全生園内の小学校（分教室）の児童たちの作文集。（略）
143	・【「中学生・夏子の卒業式答辞」転載】 （略）今はだから私には夢がない。（略）自分が生きていることを確かめてみたいのだ。（略）この私の願いを夢といえるなら、わたしは夢を持っているのだ。	77	・（略）今はだからわたしには夢がない。（略）自分が生きていることを確かめてみたいのだ。（略）このわたしの願いを夢といえるなら、わたしは夢を持っているのだ。
144	・『青い芽』終刊号 多磨全生園	77	・『青い芽』終刊号 多磨全生園 1979（昭和54）年
145	・邑久高校新良田教室 （略）全国の療養所の唯一の高等教育機関として、（略）	77	・（略）全国の療養所の唯一の高校として、（略）
146	・室戸台風による外島保養院の壊滅 （略）犠牲者187人を出し、（略）	79	・室戸台風による外島保養院の壊滅 1934（昭和9）年 （略）犠牲者196人を出し、（略） ※現在は、9人の工事関係者の犠牲者を含めて、196人が慰霊の対象となっている。
147	・外島保養院壊滅を伝える新聞記事 『東京朝日新聞』1934（昭和9）年9月11日	79	・外島保養院壊滅を伝える新聞記事 『東京朝日新聞』1934（昭和9）年9月22日
148	・通学反対派の集会 菊池恵楓園 1954（昭和29）年 児童4人の通学に反対するPTAは校門前で待ち構え、登校してくる在学学生たちに授業拒否を強要して家に帰らせた。	80	・通学反対派の集会 菊池恵楓園 1955（昭和30）年 通学反対派が熊本市内の公園で開催した集会の様子。 ※1954（昭和29）年4月に黒髪小学校で起こった出来事のような説明を行っているが、ここに掲載している写真は、1955（昭和30）年1月29日、通学反対派が熊本市内の公園で開催した集会の様子。
149	・『黒髪校問題の真相を訴う』	80	・『黒髪校問題の真相を訴う』1955（昭和30）年
150	・反対派のピラ 菊池恵楓園 1954（昭和29）年	80	・反対派のピラ 菊池恵楓園 1955（昭和30）年
151	・PTAの働きかけにもかかわらず、授業を受けた児童のコメント 熊本市教育委員会 1954（昭和29）年 A君「お父さんは会社に出る前に学校に行けよといい、（略）非ライ児は一年生でボクたちの組ではないが（略）」 B君「（略）ボクは見たけど普通のとちつとも変らない（略）」	80	・PTAの働きかけにもかかわらず、授業を受けた児童のコメント 全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会 1954（昭和29）年 A君「お父さんは会社に出る前に学校へ行けよといい、（略）非ライ児は一年生でボクたちの組ではないが（略）」 B君「（略）ボクは見たけど普通の子とちつとも変らない（略）」
152	・ハンセン病患者を巡る事件 1951年-1962年 熊本県で傷害と殺人の容疑でハンセン病患者が逮捕された。 （略）	81	・熊本県で殺人などの容疑でハンセン病患者が逮捕された。 （略）
153	・「被告人F単純逃走殺人事件公判調書」 Fを救う会 1952（昭和27）年	81	・「被告人F単純逃走殺人事件公判調書」 Fを救う会 1961（昭和36）年
154	・『予断と偏見の裁判』“死刑から救う会” 1957（昭和32）年	81	※「被告人F単純逃走殺人事件公判調書」の箇所では、死刑判決を受けた人物を「F」と匿名にしておきながら、本資料の写真に写っている氏名にマスクングを施していない。

No.	誤	ページ	正
155	・墓標代わりの小松を植えた墓地 全生病院（現 多磨全生園） <u>1926（大正15）年</u>	83	・墓標代わりの小松を植えた墓地 全生病院（現 多磨全生園） <u>1922（大正11）年頃</u>
156	・看護師が看取った患者の死 ※保護者のTさんとの交流も一日も欠かされなかった。絶対安静に陥った <u>ときにも決まった会話が</u> つづけられた。（略）	85	・保護者のTさんとの交流も、ほとんど一日も欠かされなかった。絶対安静に陥った <u>ときにも、決まった会話が</u> つづけられた。（略）
157	・看護師が看取った患者の死 （略）遠山さんの五十余年間の療養所生活は昭和五十一年の初夏の真昼に <u>終わった</u> 。（略）	85	・（略）遠山さんの五十余年間の療養所生活は昭和五十一年の初夏の真昼に <u>終わった</u> 。（略）
158	・看護師が看取った患者の死 （略）ほんとうによかったね」と何度も何度も話かけながら、（略）	85	・（略）ほんとうによかったね」と、何度も何度も話かけながら、（略）
159	・不治から可治へ （略）らい予防法闘争の成果である「9項目の付帯決議」の一つの実現が、（略）	88	・（略）らい予防法闘争の成果である「9項目の付帯決議」の一つの実現が、（略）
160	・下：海底送水管 長島愛生園 1929（昭和4）年～ <u>1988（昭和63）年</u>	89	・下：海底送水管 長島愛生園 1929（昭和4）年～ <u>1961（昭和36）年</u>
161	・上：海底送電線 ・下：海底送水管 1960年代半ばには大島青松園のような離島の療養所にも送水管や送電線が敷設され、長年にわたる苦勞であった生活用水の確保と安定した電力の供給が実現されていた。	89	・離島にある長島愛生園、邑久光明園、大島青松園では、長い間水や電力の不足に悩まされた。戦後、徐々に安定的な供給が行われるようになっていった。 ※大島療養所への送電線が敷設されたのは1938（昭和13）年。また、1960年代半ばに、水と電力の安定供給が大島青松園で実現したとは言えない。
162	・職員による不自由舎介護 1960年代後半	90	・職員による不自由者棟介護 1975（昭和50）年
163	・自動車講習 沖繩愛楽園	90	・自動車運転仮免許出張試験 沖繩愛楽園 1961（昭和36）年
164	・ステーブル・パンチ 多磨全生園では職業訓練のために、療養所外の企業から受注してステーブルやパンチの製造工場を設けていた。	90	・ステーブル・パンチ 多磨全生園では、職業訓練のために工場を設けて外部の企業から仕事を受注し、入所者がステーブルやパンチの製造を行っていた。 ※企業から受注していたのは製品の製造だが、左欄の説明では工場の設置を受注していたことになってしまう。
165	・邑久長島大橋架橋 （略）架橋が持つ意味を「人間回復の橋」と呼ばれた。	91	・（略）架橋が持つ意味を込めて「人間回復の橋」と呼ばれた。

No.	誤	ページ	正
166	<p>・控訴断念要求 (略) 国からの謝罪と補償を得ることで名誉を回復し、社会に対して偏見を改めてもらうきっかけも手に入れることができた。</p>	91	<p>※国からの「補償金の支給」が「名誉の回復」につながるという説明を行っているが、「補償金の支給」は「名誉の回復」を目的としたものではない。</p>
167	<p>・明石海人 (略) 商業学校を卒業後上京し、銀行勤務をしていたが、1926(昭和1)年、二児の父になった時に発病。明石養生病院を経て、1932(昭和7)年に長島愛生園に入園した。海人は1935(昭和10)年頃から『日本歌人』、『芸芸』などに短歌を発表し、(略)</p>	93	<p>・(略) 商業学校、師範学校を卒業して小学校の教師となったが、1926(大正15)年ごろに発病。妻と幼い2人の子を残し、明石養生病院を経て、1932(昭和7)年に長島愛生園に入所した。翌年以降、『短歌春秋』や『日本歌人』などの芸芸誌に短歌を発表し、(略)</p>
168	<p>・村越化石 1922(大正11)年～ (略) 1949(昭和24)年の大野林火句集『冬雁』に感動し、『濱』に入会する。(略)</p>	93	<p>・村越化石 1922(大正11)年～2014(平成26)年 (略) 1948(昭和23)年の大野林火句集『冬雁』に感動し、大野が主宰する俳句雑誌『濱』の同人となる。(略)</p>
169	<p>・塔和子 1929(昭和4)年～ (略) 詩人の永瀬清子は「その詩は病者の域をはなれ、(略)」</p>	93	<p>・塔和子 1929(昭和4)年～2013(平成25)年 (略) 詩人の永瀬清子は「その詩が病者の域をはなれ、(略)」</p>
170	<p>・2006(平成18)年8月24日 多磨全生園にて北高さんからお話ししていただいた 「(略) だからこれはこれでいいんだけど、(略) 薬をかけてかけ過ぎたら、下の方にだあところこころへ(略) 薬が下へ落ちたばっかりにだめになっちゃって。(略) ただなでるなしに粘土を絞めるということがまあ一番肝心な問題じゃないかなという。(略)」</p>	94	<p>・「(略) だからこれはこれでいいんだけど、(略) 薬をかけてかけ過ぎたら下の方にだあところこころへ(略) 薬が下へ落ちたばっかりにだめになっちゃう。(略) ただなでるだけじゃなしに粘土を絞めるということがまあ一番肝心な問題ではないかなという。(略)」</p>
171	<p>・盲人たちの活動 (略) 自分でできることは自分で行う」という自立意識が高まり、(略)</p>	95	<p>・(略) 「自分でできることは自分で行う」という自立意識が高まり、(略)</p>
172	<p>・将棋盤 多磨全生園 1950(昭和25)年より</p>	95	<p>・将棋盤 多磨全生園 1953(昭和28)年～</p>
173	<p>・ぼくらの風 (略) 壁にもまれて天井をにらみついている (略)</p>	95	<p>・(略) 壁にもまれて天井をにらみついている (略)</p>
174	<p>・宮里光雄(宮古南静園) 「(略) <u>どんとどんと強くなれば</u> (略) 一般の人との交流といいますが、<u>これができたんですよ。</u>」</p>	96	<p>・「(略) <u>どんとどんと強くなれば</u> (略) 一般の人との交流といいますが、<u>社会参加というか、これができたんですよ。</u>」</p>
175	<p>・石神耕太郎(多磨全生園) 「<u>朝まず起きたら見るんですよ、(略) それで水をやって、草が生えてくれば草とって、これ夕方やらんらんけど</u> (略) <u>気長に</u> やることだね、(略) <u>だから元気じゃなきゃ困る。</u> だから自分も大事にしますよね。」</p>	96	<p>・「<u>まず朝起きたら見るんですよ、(略) それで水をやって、それであ草が生えてくれば草とって、これまた夕方やらんらんけど</u> (略) <u>気長く</u> やることだね、(略) <u>元気じゃなきゃ困る。</u> <u>まず。</u> だから自分も大事にしますよね。」</p>

No.	誤	ページ	正
176	<p>・宮川清子（邑久光明園）</p> <p>「最初はできるかなと思って、ひとつひとつの作品ができたうれしくて、それで展示会あちこち出してもぜんぜん知らん人が、これ一匹一匹表情が違うねって言われて、私はそんなんぜんぜん気がつかなかったのに、見てくれている人はみてくれてるんやなって、そんな時はじめて。それまではそう感じへんかった、出しとつても」</p>	96	<p>・「最初はできるかなどうかと思ったけど、ひとつひとつ作品ができたうれしくて、そんなあの、展示会あちこち出してもぜんぜん知らん人が、これみんな一匹一匹表情が違うねって言われて、私は、そんなあんた、ぜんぜん気がつかなかったのに、それからあ、やっぱ見てくれている人はみてくれてんねんなって、そんな時はじめて。それまではそう感じひんかった、出しとつても。」</p>
177	<p>・プロミン</p> <p>(略) <u>ファゲット</u> (Faget) らにより (略)</p>	99	<p>・ (略) <u>ファージェー</u> (Faget) らにより (略)</p>
178	<p>・インドの回復者母子</p> <p>インドのチタガールにある、ハンセン病患者が自給自足するための施設<u>ガンジー・プレム・ナイアス</u> (Gandhi Prem Nivas) で壁に飾られていた。 [『health action』 Vol.1 No.10 October 1988 Rs5]</p>	100	<p>・インドのチタガールにある、<u>マザー・テレサ</u>が設立したハンセン病患者のための施設<u>ガンジー・プレム・ニバス</u> (Gandhiji Prem Nivas) で壁に飾られていた。 [『health action』 Vol.1 No.10 October 1988]</p>
179	<p>・運動麻痺</p>	102	<p>・<u>ジュース</u>を買うときも、今は自動販売機でしょ。あれが、(硬貨をつまめない) 我々には、便利かっていうと、非常に使いにくい。そういうときにちょっと手伝ってもらえると大変ありがたいな。 ※「声」の部分が抜けている。上記がその内容。</p>
180	<p>・(声)</p> <p>社会復帰のみが<u>更正</u>ではない。歩けない者が歩き、(略) <u>フォーク</u>を持ってなかつた者が<u>フォーク</u>を持つことが<u>更正</u>である。(略)</p>	103	<p>・社会復帰のみが<u>更生</u>ではない。歩けないものが歩き、(略) <u>フォーク</u>を持ってなかつた者が<u>フォーク</u>を持つことが<u>更生</u>である。(略)</p>
181	<p>・『THE PRINCIPLES OF THE PROPHYLAXIS OF LEPROSY』—らい公衆衛生の原理—</p> <p><u>国際連盟</u>が発刊した。(略) 隔離は<u>重症</u>の伝染病患者に限るとした。</p>	109	<p>・<u>国際連盟保健機関</u>が発刊した。(略) 隔離は<u>感染源</u>となりうる<u>重症</u>の患者に限るとした。</p>
182	<p>・カラウバ療養所 (ハワイ)</p> <p>(略) <u>1865</u> (慶応1) 年からハワイ各地の患者が強制隔離された。(略)</p>	111	<p>・ (略) <u>1866</u>年からハワイ各地の患者が強制隔離された。(略)</p>
183	<p>・クリオン療養所 (フィリピン)</p> <p>(略) <u>フィリピン</u>では最も古く、(略)</p>	111	<p>※それより古い療養所もある。</p>
184	<p>・韓国定着村 (韓国)</p> <p>(略) 患者・回復者への社会福祉事業を行う<u>ハンビ福祉協会</u>を中心に (略)</p>	111	<p>・ (略) 患者・回復者への社会福祉事業を行う<u>韓国ハンセン総連合会</u>を中心に (略)</p>

No.	誤	ページ	正
185	・樂生療養院（台湾） （略）台湾北部の新莊市の小さな山の斜面に沿って施設が展開され、（略）	111	・（略）台湾北部の新北市と桃園市にまたがって施設が展開され、（略）
186	・受入施設建設 交流の家	113	・宿泊施設建設 交流の家
187	・集会開催 上：患者Fの死刑執行に抗議する集会	113	※死刑に処された人物を「F」と匿名にしておきながら、写真に写りこんでいる氏名にマスクングを施していない。
188	・本の出版 （略） 山本俊一『日本らい史』1993（平成5）年	113	・山本俊一『増補 日本らい史』1997（平成9）年 ※掲載している写真は、増補版。
189	・世間⇒回復者（関わり方）	115	・回復者⇒家族（関わり方）
190	・【「らい予防法改正を求める全患協の基本要請」転載】 （略） 9 家族擁護はこれを継続するよう要求します。 （略）	115	・（略） 9 家族擁護はこれを継続するよう要求します。 （略） ※9項目目を太字にする。
191	・「ハンセン病は終わったかーある悲しい報告ー」 『日本ハンセン病学会雑誌』第69巻3号（2000年11月）	115	・『日本ハンセン病学会雑誌』第69巻第1号（2000年3月）